

福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査（第16回）等に基づく 空間線量率マップ作成業務特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、福島県環境創造センター（以下「発注者」という。）が発注する「福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査（第16回）等に基づく空間線量率マップ作成業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

2 目的

発注者において実施した「福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査（第16回）（以下「メッシュ調査」という。）」及び「帰還困難区域メッシュ調査・走行サーベイ（以下「帰還困難区域調査・走行サーベイ」という。）」の測定結果に基づき、福島県全域における空間線量率マップ（等値線図）を作成することを目的とする。

3 業務の範囲

受注者の業務範囲は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

4 履行期限

履行期限は、令和6年1月31日までとする。

5 納入場所

福島県環境創造センター 調査・分析部 放射能調査課
福島県田村郡三春町深作10番2号

6 提出書類

受注者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を提出するものとする。また、提出した書類は、必ず発注者の承諾を得るものとする。

- ① 業務着手届
- ② 業務責任者選任届
- ③ 作業工程表
- ④ 業務完了届
- ⑤ その他発注者が必要とするもの

7 業務責任者等

- (1) 受注者は、本業務を履行するうえで業務責任者を定め、発注者に報告する。変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、本業務の内容を熟知し、本業務の履行に必要な知識及び経験を有

する者であり、業務を総合的に把握し調整を行う。

- (3) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

8 工程管理

受注者は、業務着手後速やかに、実施工程等の事項を記載した作業工程表を発注者に提出すること。なお、業務内容の詳細な調整については、その都度協議すること。

9 貸与品の扱い

(1) 貸与品

本業務の履行に必要な以下の資料については、その必要に応じて受注者に貸与する。

ア 「メッシュ調査」測定結果

(調査地点数：約2,900地点)

・測定地点の住所、緯度・経度（世界測地系）、空間線量率（エクセル形式）

イ 「帰還困難区域調査・走行サーベイ」測定結果

(走行サーベイ：約12,000地点)

・測定地点の緯度・経度（世界測地系）、空間線量率（エクセル形式）

ウ 「メッシュ調査」（昨年度実施分）結果に基づく空間線量率マップ

・GISデータ及びjpeg形式のデータ

(2) 貸与品の管理

受注者は、貸与品について善良な管理者としての注意義務をもって適正に保管及び管理をするとともに、データの保護に関しては特段の措置を講ずるものとする。

(3) 貸与品の返還

受注者は、貸与品について発注者から返還の指示があった場合、必要がなくなった場合または契約が終了したときには速やかに発注者に返還しなければならない。

10 目的外使用の禁止

受注者はこの契約の内容を他の目的に使用してはならない。

11 契約不適合責任

受注者は、納入物件に契約の内容に適合しないものが認められた場合、すべての所有権移転後1年間、その責を負うものとする。

12 関係法令等の遵守

- (1) 本業務の履行にあたり、特許権、実用新案、著作権等、第三者の権利の対象となっているものの利用に際しては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務による成果物の著作権は、発注者に属するものとし、契約終了後も自由に使用できるものとする。

- (3) 本業務においては、この仕様書によるほか、定めがある場合はその法令及び規則によること。

1 3 その他

- (1) 本業務の履行に必要な作業場所、本業務に必要な機器及び検収に必要な機材等については、受注者の負担で用意すること。なお、発注者との打ち合わせ等の業務は、発注者の指定する場所で適宜行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務の内容に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保し、本業務を確実に履行できるものとする。
- (3) 仕様の軽微な変更については、発注者と受注者が協議したうえで決定する。また、仕様書に明示していない事項であっても、本業務の履行のための作業または技術上当然必要と認められるものについては、受注者の負担で行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項に関する疑義については、受注者は、発注者と協議し決定すること。

第2章 業務内容

1 概要

本業務は「メッシュ調査」（帰還困難区域外）及び「帰還困難区域調査・走行サーベイ」の測定結果に基づき、両調査結果を合わせた福島県全域の空間線量率マップ（等値線図）を作成するものである。作成にあたっては、「メッシュ調査」（昨年度実施分）結果に基づく空間線量率マップに関するGISデータ及びjpeg形式のデータを参考に、形状や色合いを調整すること。

2 背景メッシュ図調製及びデータ整理

下図に示すような福島県周辺の地図を表す図及びGISデータを受注者が用意し、2kmメッシュに区切った背景図データを作成する。2kmメッシュはUTM54を基準とした座標により作成する。

また、「メッシュ調査」（帰還困難区域以外）及び「帰還困難区域調査・走行サーベイ」（帰還困難区域）の測定結果をそれぞれGISデータ上に展開し、ポイントデータを作成する。

なお、発注者より貸与した調査結果の位置座標について精査を行い、疑義が生じた場合は速やかに発注者へ連絡を行い、結果を反映させる。

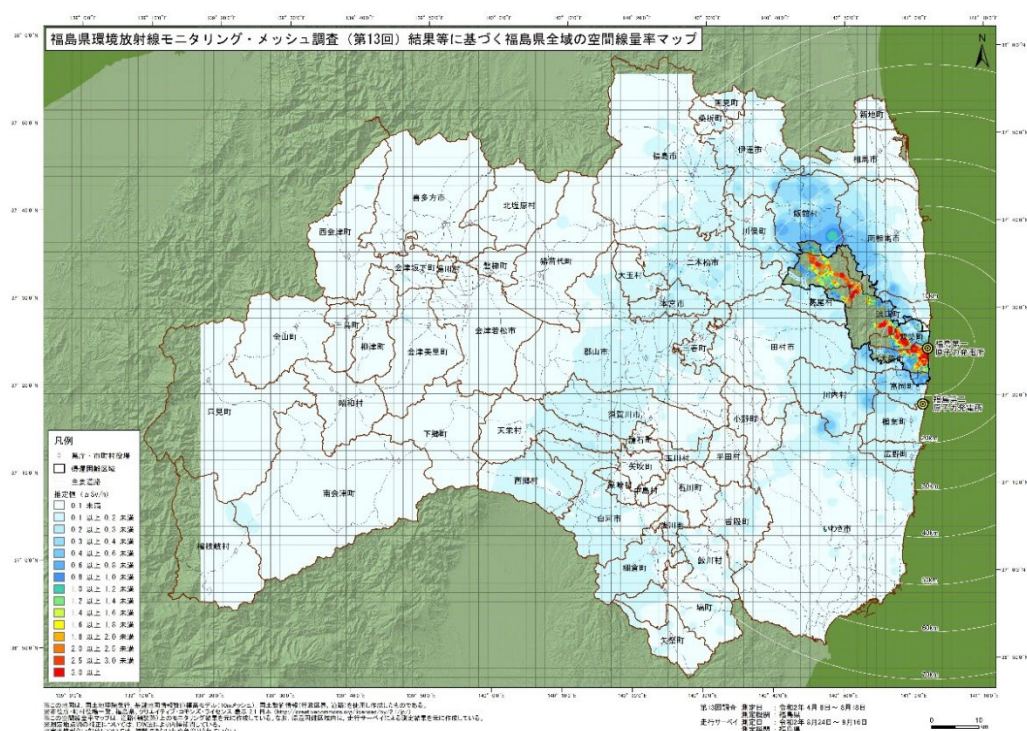


図 福島県全域における空間線量率マップ

3 等値線図の作成（「メッシュ調査」及び「帰還困難区域調査・走行サーベイ」）

「2 背景メッシュ図調製及びデータ整理」において作成した「メッシュ調査」及び「帰還困難区域調査・走行サーベイ」のGISデータを基にそれぞれ内挿を行い、

さらに両者を重ね合わせて福島県全域の空間線量率（測定高さ 1 m）の等値線図を作成する。

等値線図は、「メッシュ調査」（昨年度実施分）結果に基づく空間線量率マップに関する G I S データ及び jpeg 形式のデータを参考にし、同様の凡例を使用して空間線量率の高低を表示するための色分け、等値線間の色塗りを行う。

4 作成した空間線量率マップの点検修正

- (1) 「3 等値線図の作成（「メッシュ調査」及び「帰還困難区域調査・走行サーベイ）」において作成された等値線図についてタイトル、メッシュ位置、メッシュ数、色塗り等を目視にて点検し不具合が無いか照査を行う。
- (2) 作図にあたっては、福島県全域ができるだけ大きくなるよう、南北（縦方向）が内枠いっぱいになるよう作図する。
- (3) 等値線図を作成しない地域（主に福島県外及び海）の地形等について、できるだけ目立たないよう着色すること。
着色に際しては、目立たないよう濃い色を避けるとともに、等値線図に使用した色と色味が重ならないよう気を配ること。

5 データ出力

出力図は、福島県域が分かるようにするとともに、タイトル（「福島県環境放射能モニタリング・メッシュ調査（第 1 6 回）結果等に基づく福島県全域の空間線量率マップ」）及び凡例（県庁・市町村役場・推定値等）をそれぞれ左上（県域の北西側）及び左下（県域の南西側）に記載する。その際に福島県全域が隠れないよう留意すること。

また、福島第一原子力発電所の第 2 号機と第 3 号機の間（北緯 37.4204° 東経 141.0333°（世界測地系））を中心とする半径 10km から 70km までの同心円を 10km 毎に記載する。

6 成果品

受注者は、履行期限までに発注者に以下のとおり成果品を提出する。

- (1) 5 の出力図を紙媒体（A 3 版片面フルカラー）に印刷したもの 1 部
- (2) 以下のア～ウを DVD-R 等の記録媒体に収録したもの 1 部
 - ア Windows フォーマットにより、5 の出力図を jpeg 形式にそれぞれ変換したもの。
 - イ Windows フォーマットにより、5 の出力図を pdf 形式にそれぞれ変換したもの。
 - ウ 5 の出力図作成時の G I S データ。

7 検収

委託契約書に規定する発注者が行う検査の合格をもって検収とする。なお、検収にかかる費用については受注者の負担とする。